令和3年度 11月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月4日(木)午前9時 場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 20人 欠席者 4人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	欠席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	欠席
8番	鷲﨑 和志	出席	20番	本村 一	出席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	欠席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (5件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分(2件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (2件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について 委員会決定分(16件)

議案第4号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について

意見書提出分 (6件)

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 委員会認定分(1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より令和3年11月の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は20名、欠席委員は4名で「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡があっております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

本年の米の収穫は天候に恵まれ順調に運んでおります。また、ニュースで米の品質も非常に良く、例年になく収量も多かったと聞いております。しかし、米の価格が大暴落し業者の買取価格がヒノヒカリで9,000円程度で全て売った方もおられます。

来年は今年以上に厳しく、作付面積も50%程度になるのではとの話も聞いたりするので、今から準備の方も必要かと思いますのでよろしくお願いします。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について

議案第4号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見をお願いします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき○○番○○委員さんと1○○番○○委員さんを指名します。

議長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします

事務局

報告第1号(農地法第18条第6項による通知書の1件について)貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数

5件

面積

 $25, 224 \text{ m}^2$

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

○○委員

申請番号5番の解約成立日が11月11日となっていますが間違いないでしょうか。

事務局

解約成立日は9月1日の誤りですので、訂正をお願い致します。

事務局

補足です。申請番号1番は借人が高齢のため解約される案件ですが、これは貸渡人が 自作で耕作されることになっています。

議長

他に質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号 1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転(売買)許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

この申請地は耕作者が良く変わり、最後の耕作者である○○さんの息子さんが狭い農地のため耕作出来ないということで、本家の○○さんに譲る事になったものです。

議長

譲渡人の○○さんと譲受人の○○さんは本家、分家の間柄で、○○さんが分家、○○さんが本家です。○○さんは元々が貸してあり耕作の意思はなく売却の予定で購入者を探しておられ、まずは現在の借人である耕作者さんに売買の話をされましたが、耕作者

は勤めもされており子供たちも将来農業はしたくないと言ってあるため購入の意思はありませんでした。反対に本家である〇〇さんは、戦後分家に分け与えた農地を現在耕作されてない所を買い戻し規模拡大を図っておられる状況である為、致し方無いかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。 質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすること に賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長。

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転(売買)許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

10月26日に○○委員、○○委員、私、事務局2名で現地確認を行いました。

申請地は、以前より譲受人の〇〇さんが耕作されており、今回この土地を所有権移転することとなったものです。売買値段はお安くなっていますが、特段問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすること に賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

()()委員

14ページの字図をご覧いただきますと、申請地の上段と東側も申請人の土地であり問題はないかと思われます

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。 質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、 町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局 より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

17ページをご覧いただきますと、北の1804番の田と一番南の1953番の田とは高低差が5、6メートルほどの谷になっており、東側、南側の住宅宅地とも3メートルほどの高低差があります。西側には畑がありますが、こちらとも高さがある場所となっています。雨水については、東側の道路側溝に流す計画となっていますので問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2ついて許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、 町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地 利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 (経営基盤強化促進法分) 案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、 設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 13件 所有権移転

3件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

()()委員

申請番号12番は使用貸借権となっており、親子間の使用貸借権だと思いますが、ど のような理由からでしょうか。

事務局

現在貸渡人が農業者年金を受給されており、先ほどの18条の解約と併せまして経営 再開となりますと、経営移譲年金も停止となるとのことでの申出となっています。

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続 きまして、議案第4号1農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より 説明をお願いします。

事務局

議案第4号1農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除 外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判 断される農地区分等について説明する。

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

10月26日に事務局と担当委員2名で現地確認を行いました。

申請地は東洋空機の西側になります。この辺一体は耕作もあまりされておらず、58ページの地図を見てもらうと分かる通り雑草がかなり茂っており開発にあたり、農業に何ら支障はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。 質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内で、周辺の宅地化の状況及びライフライン、公共・公益的施設の状況等から第2種農地、第3種農地と判断される農地が混在している区域である。申出の目的が、集合住宅の建築用地であることから、周辺の他の土地に立地することが困難で、かつ代替の土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号1ついて、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

全員賛成ですので、議案第4号1ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号2農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号2農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

39ページを見て頂くと中央に水路とありますが、これは農振除外申請が通ったあとに、業者と水路については再度話し合いたいと思っています。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。 質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

()()委員

事務局にお尋ねします。特定建築条件付売買予定地というのが数年前より出ておりますが、これについてはどんな条件を付けておかなければいけないかを教えて下さい。

事務局

特定建築条件付売買予定地については、昨年よりこの名称がついております。通常、業者さんが農地を購入して、造成して家を建てるとなっていますが、造成だけして別の目的に利用することもあって、造成だけの転用は認められておりませんでした。高度成長期時代は北茂安、中原でも分譲住宅ということで同じプランの住宅を建てられる方もおられたかと思いますが、現在、住宅を建てられる方のニーズが多様化しており、従来の仕様では家が売れないということもあって、建物を建てることを条件として許可をしますという手続きが出来ています。その為、申請書のなかに確実に家を建てる事を付した売買契約書を添付することを条件にしてあり、土地が売れない場合は業者が家を建てるという誓約書も頂きます。農地に確実に家を建てる事を目的した違反防止の条件付き売買契約です。

○○委員

申請して何年以内に家を建てるという条件が昔あったと思いますが。

事務局

業者と買主のあいだでは3ヶ月以内に着工するということは条件にされており、完成するまではいかなくてもかまいませんが、家を建てるという行為をおこしてもらう、1年も2年もそのままにしておくとか、違う目的のために使用するというわけにはいきません。

○○委員

契約違反というのはどういう罰があるのですか。

事務局

あくまで業者さんと買主さんの間での契約条件であり、その中での話になると思います。契約が破棄された場合、家をたてるとして建てなかったり、違う目的で使われたり した場合損害賠償等の方向にいくのではと思います。

○○委員

これは別問題になるかもしれませんが、この申請地を 2 年前私は耕作しており、売買されたことで利用権を解約いたしましたが、水路のU字構を〇〇さんが実費で100万円かけて改修されてありますが、水路関係は生産組合長、本人立会のもとで行われてあるのでしょうか。

○○委員

申請地の左側を水路は通り余り関係がないのではと思いますし、転用のときに話しても良いのではと思います。

事務局

○○委員さんのご質問ですが、○○委員さんにご回答頂きましたように今回はまだ農地転用申請の前の段階で施設関係についての話は転用時に転用地以外での認可としてお話があると思います。

議長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内で、概ね10ha上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるが、申出の目的が、住宅用地であり

集落に接続し設定される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、申出地南側に営農する農地があることから、継続した営農ができる土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号2について、「 農振除外意見 」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号2ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号3農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いしますが、その前に〇〇委員が当事者となっています案件ですので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定により、自己に関する議事のため審議に参与することができない議事参与の制限により、〇〇委員の退室を求めます。

()()委員

退席

(退室後)

議長

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号3農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員である○○委員より補足意見をお願いするところですが、○○委員が退席されてありますので代わりに○○委員より説明をお願いします。

○○委員

10月26日に事務局、会長、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、私の計8名で現地確認を行いました。現地は山林化している箇所が多くほぼ耕作放棄地です。今後、農地としての利用はむずかしく、活用するとしたら住宅地かと思われます。57ページの航空写真を見て頂ければ、議案第2号2の道挟んだところで、59ページの上部になります。道路をはさんでの一体は住宅地になっています。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。 質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営かんがい排水事業の受益地内であるが、宅地化の状況が住宅及び事業の用に供する施設が連担している区域に近接し、広がりの区域が10ha未満と判断されることから、周辺の他の土地に立地することが困難で、かつ代替の土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農を継続する農地があることから、影響を及ぼさない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号3ついて、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号3ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。

また、俣委員の自己に関する議事が終了しましたので入室を認めます。

○○委員

(入室)

議長

続きまして、議案第4号4農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号4農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

10月26日に先ほどのメンバー8名で現地確認を行いました。 現地は整備されており、雨水での周囲への影響はないかと思われます。 よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。 質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内及び周囲に概ね10ha以上の 広がりのある規模の一段の農地の区域内にある農地ではあるが、申出の目的が、住宅の 建設用地であり集落に接続し設定される計画であることから、周辺の農地以外の土地を 含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があ ることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利 用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号4ついて、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号4ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号5農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いしますが、その前に〇〇委員が当事者となっています案件ですので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定により、自己に関する議事のため審議に参与することができない議事参与の制限により、〇〇委員の退室を求めます。

()()委員

退席

(退室後)

議長

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号5農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

10月26日に事務局2名、地区担当委員2名で現地確認を行いました。 事務局の説明どおり○○ファームの農業用倉庫で利便性もよく問題はないかと思われま す。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

○○委員

事務局にお尋ねしますが、農業用施設を作るとき、住宅建設のとき等、何平方メートルまでとか基準はあるのでしょうか。

事務局

法令的には何平方メートルまでとか基準は設けてありません。農振除外、農地転用と何の目的でどのくらい必要かということでの申請であり、以前は取り決めもあったかと思いますが、現在明確に取り決めは行われておりません。

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が申出人が代表を務める農事組合法人の営農事業のための農業用施設であるため、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号5ついて、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

全員賛成ですので、議案第4号5ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。また、○○委員の自己に関する議事が終了しましたので入室を認めます。

○○委員

(入室)

議長

続きまして、議案第4号6農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号6農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

10月26日に○○委員、○○委員、私、事務局の5名で現地確認を行いました。 申請人である○○さんの息子さんが家を建てるということで、土地も○○さん所有です。 排水は60ページの右側に大きな水路があり、パイプラインも水路側にあり建物を建て るのに何ら問題はありません。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が住宅の建設用地であり集落に接続し設定される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する

農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号6ついて、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号6ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区 分の内容等を説明。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

10月26日火曜日に先ほどのメンバー8名で現地確認を行いました。

ここは農地パトロールで見回った箇所です。山林化しており農地との区別がつかない状態ですが、現地調査して63.64ページの航空写真.地図で中央の上部に4082-34地番がありますが、一帯は山林化しているなかここはきれいに整備されてありましたので、こまめな調査が必要かと思いました。それ以外は山林化しており非農地としての判断が正しいかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び確認委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第5号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第5号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。 続きまして、その他を事務局よりお願いします。 その他

- ・赤い羽根共同募金の報告
- ・11月10日の農振除外の現地確認の件について

議長

12月の総会は、12月 6日(月)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、 12月 6日(月) 実施するということで確認いたします。 それから、来月分の現地調査は11月22日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで11月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷲﨑 和志

議事録署名人 〇〇 番

議事録署名人 〇〇 番